

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

子育て世帯へ臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、子育て世帯を支援するため、0歳から高校3年生までの子どもを対象に給付金を支給します。児童を養育する人のうち所得が高い人の年収が960万円以上^{*1}の世帯は除きます。※1：扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安です。

支給対象児童	<p>①令和3年9月分の児童手当(本則給付)の支給対象となる児童 ※特例給付(児童手当の所得制限限度額以上)の支給対象児童は対象外です。</p> <p>②9月30日時点で市内在住の平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童(児童を養育する人の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満の場合) ※対象児童が婚姻している場合は対象外です。</p> <p>③10月以降令和4年3月31日までに生まれた、児童手当(本則給付)の支給対象となる児童(新生児)</p>
支給額	児童1人あたり5万円
申請方法	<p>【申請が不要な人】上記①を養育している人、②のうち令和3年9月分の児童手当(本則給付)の支給対象となっている中学生以下のきょうだいがいる人を養育している人 ※いずれも公務員を除きます。 市から支給に関するお知らせを送付しますので、給付金の受取を希望しない場合のみ受給拒否の届出書を提出してください。</p> <p>【申請が必要な人】②のうち令和3年9月分の児童手当(本則給付)の支給対象となっている中学生以下のきょうだいがいない人を養育している人、③を養育している人、公務員市から申請書を1月中旬に送付する予定ですので、必要書類とあわせて提出してください。</p>
支給予定日	申請が不要の人は12月下旬、申請が必要な人は2月以降順次支給します。
問い合わせ先	子育て支援課 ☎82-1175(平日8:30～17:15)

年末年始(12/29 ☾～1/3 ☽)・インフルエンザ流行期の相談検査体制

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備え、次のとおり取り組みます。

■年末年始特別相談窓口を開設します

「発熱などの症状がある」「体調が悪い」など、受診する医療機関に迷われる場合は、次の相談窓口にお問い合わせください。

相談窓口	健康増進課 ☎080-2901-1174 (9:00～17:00)
	山口県受診・相談センター #7700 ※IP電話など#7700を利用できない場合は、☎083-902-2510(24時間対応)

■新型コロナ集中PCR検査(郵送方式)を実施します〈検査費用：無料〉

対象	県内に住所を有し、感染に関して不安を覚える無症状の人
期間	令和3年12月20日(月)～令和4年2月28日(月)
検査方法	だ液自己採取方式
申込方法	下記の申込先に電話で申し込んでください。検査キットを郵送します。
申込先	<p>【山口県受付窓口】☎083-920-5670(月～土曜日10:00～17:00 ※祝日を除く・年末年始を含む)</p> <p>【市受付窓口】年末年始以外：健康増進課 ☎71-1814(平日8:30～17:15) 年末年始：健康増進課 ☎080-2901-1174(9:00～17:00)</p>